

## プラスチック分別回収方策に関する

### サウンディング型市場調査の結果を公表します

本市では、プラスチック資源循環に向けた取組として、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収及びリサイクルの実施について検討を進めております。

つきましては、リサイクルの担い手となる民間事業者の活用の可能性を調査するため、民間事業者の皆様との「対話」を実施しましたので、その結果を公表します。

#### 1 調査スケジュール

実施要領の公表	令和5年1月6日（金）
個別対話の実施	令和5年2月13日（月）から2月17日（金）まで

#### 2 事業概要

脱炭素社会の実現、海洋プラスチックごみ問題への対応が、世界的な喫緊の課題となっており、国では令和3年6月に「プラスチック資源循環促進法（以下、「法」という。）」を制定するなど、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

本市では現在、ペットボトルを除くプラスチックごみは他の可燃ごみと併せて焼却処理しており、法に基づき家庭から排出される容器包装プラスチック及び製品プラスチックについては「プラスチック資源」として分別回収することが求められていることから、本市においてもプラスチックごみの分別回収、リサイクル方法を検討しております。

そのため、具体的なリサイクル手法の検討に向けて、容器包装リサイクル法のリサイクルルート又は法に基づき市が独自に再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行うルートが可能な事業者調査を実施するものです。

#### 3 調査内容等

- (1) 実施日程 令和5年2月13日（月）から2月17日（金）まで
- (2) 事業者数 全4事業者
- (3) 調査内容
  - ① 事業所で受入可能なプラスチックの基準
  - ② 受入条件（荷姿、搬入条件（一括又は分別）等）
  - ③ 受入可能量
  - ④ 受入可能時期
  - ⑤ 中間処理工程又は再商品化工程及び再商品化手法
  - ⑥ 中間処理又は再商品化に要する費用
  - ⑦ 処理先の施設が故障した場合の受入対応について
  - ⑧ 中間処理工程又は再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について

#### 4 調査結果

調査結果は下表のとおりです。

参加した4事業者から、プラスチック分別回収方策に関する事業手法として、容器包装リサイクル法のリサイクルルート（※1）又は法に基づき市が独自に再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行うルート（※2）の提案がありました。

※1：国の指定法人である容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う手法（以下、「指定法人ルート」という。）

※2：法に基づき、市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う手法（以下、「大臣認定ルート」という。）

表 サウンディング調査結果

グループ	I	II	III
事業手法	指定法人ルート	大臣認定ルート	大臣認定ルート
事業者数	2事業者	1事業者	1事業者
事業所で受入可能なプラスチックの基準	プラスチック使用製品 廃棄物分別収集の手引 きに準拠	プラスチック使用製品 廃棄物分別収集の手引 きに準拠	容器包装プラスチック の一部
受入条件（荷姿、搬入条件（一括又は分別）等）	指定ごみ袋で一括回収	指定ごみ袋で一括回収	分別
受入可能量	全量可能	全量可能	容器包装プラスチック の一部
受入可能時期	施設完成後（施設場所の 確保・調査、プラント機 器の製作、据付試運転ま で約1～2年程度）	R6.10以降	決定から1年後程度
中間処理工程又は再商品化工程及び再商品化手法	ベール化	ペレット又はリサイク ルパレット	水平リサイクル
中間処理又は再商品化に要する費用	非公表	非公表	非公表
処理先の施設が故障した場合の受入対応について	保管可	保管可	保管可
中間処理工程又は再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について	省電力機器の選定等	電気使用量の削減	回収品の輸送に製品の 戻り便を活用

#### 5 今後の予定

今回のサウンディング市場調査により、民間事業者による事業手法等や事業実施条件等を把握することができました。これらの提案等を参考に事業手法や事業者募集等の検討を進めてまいります。